建設工事成績採点要領

（趣旨）

第１　この要領は、三重県建設工事検査規則（昭和 40 年 11 月５日三重県規則第 81 号）のうち、建設工事の成績評定の採点に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（採点方法）

第２　工事成績の採点は、評定者である監督員、班長等（地域機関にあっては課長等）（以下「班長又は課長等」という。）及び検査員ごとに独立して実施する。

２　工事成績の評定点は、評定者別、項目別及び細別に採点した結果と評定点合計（下記の式により求める。）を工事成績調書に記載し取りまとめる。

評定点合計＝監督員評定点×0.4＋班長又は課長等評定点×0.2＋検査員評定点×0.4

３　評定者は、特記事項があれば工事成績調書の所見欄に記入する。

４　債務負担の設定された複数年度（3カ年度以上）にわたる契約の工事については、出来高部分の採点を検査員が行い、２回以内とする。ただし、３回以上の検査が想定される場合は、出来高が契約額の約４割及び約７割のときに行う。

上記以外の工事の出来高部分の検査については、原則として採点は行わず、完成検査時のみ採点する。

５　部分引渡における指定部分に係る工事の完成検査については、前項４の「出来高」を「部分引渡における指定」と読み替え、その規定を準用する。

（採点基準）

第３　採点は、別紙「工事成績採点表（土木工事）」又は「工事成績採点表（営繕工事）」を使用して行う。

２　評定者は、対象工事の施工状況や目的物の出来形・品質等について、工事成績採点表の項目別、細別ごとに記載されている評価対象項目別に適切に評価し採点を行う。

（１）　監督員は、工事成績採点表の別紙１様式を使用する。

（２）　班長又は課長等は、工事成績採点表の別紙２様式を使用する。

（３）　検査員は、工事成績採点表の別紙３様式を使用する。

（４）　土木工事における出来形及び品質のばらつきの考え方は、別紙４を参照して行う。

３　別紙２様式の採点は、班長又は課長等が行うことを原則とするが、班長又は課長等を置かない所属においては、主幹又は主査が行う。

４　工事成績採点表の入力は、原則として三重県公共工事進行管理システムで行う。

（評定の修正基準等）

第４　建設工事成績評定要領第９の評定の修正を行う基準等は、以下のとおりとする。

なお、修正は、完成後１年に限る。

（１）　工事成績認定書を受注者に通知後、契約不適合が判明し工事成績採点表の採点の修正が必要となった工事。

なお、修正の対象は、契約不適合の内容に応じて工事成績採点表の該当する考査項目の採点とし、修正は、完成検査時に当該契約不適合が判明していた場合にあるべき採点を基本とする。

（２）　工事成績認定書を受注者に通知後、工事成績採点表の考査項目「７　法令遵守等」に該当することが判明した工事。

なお、修正の対象は、工事成績採点表の考査項目「７　法令遵守等」の「法令遵守等の該当項目一覧表」とする。

（３）　その他、工事検査総括監が修正を必要と認めた場合。

附則　この要領は、平成１８年　９月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２３年１１月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２４年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２４年　７月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２５年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２５年　６月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２６年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２７年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２８年１０月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成２９年１１月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、平成３０年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　２年１１月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　３年　１月　４日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　３年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　３年１０月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　４年　６月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　５年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　５年　６月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は　令和　５年　６月１２日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　６年　４月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　６年１０月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　７年　７月　１日以降の検査から施行する。
附則　この要領は、令和　７年１０月　１日以降の検査から施行する。

工　事　成　績　採　点　表　（土　木　工　事）

目次

評定者	考　査　項　目	細　　別	工　　種	様　式	頁
監督員	１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	共　通	別紙１	4
		Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	共　通	〃	4
	２．施工状況	Ⅰ．施工管理	共　通	〃	5
		Ⅱ．工程管理	共　通	〃	5
		Ⅲ．安全対策	共　通	〃	6
		Ⅳ．対外関係	共　通	〃	6
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	土木工事	〃	7
			機械設備工事	〃	7
			電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	〃	8
		Ⅱ．品質	土木工事	〃	9
			機械設備工事	〃	9
			電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	〃	10
	５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	共　通	〃	11
班長又は課長等	２．施工状況	Ⅱ．工程管理	共　通	別紙２	12
		Ⅲ．安全対策	共　通	〃	12
	４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	共　通	〃	13
	６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	共　通	〃	14
	７．法令遵守等		共　通	〃	15
検査員	２．施工状況	Ⅰ．施工管理	共　通	別紙３	16
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	土木工事	〃	17
			機械設備工事	〃	17
			電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	〃	18
		Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	〃	19
			土工事（切土、盛土、堤防等工事）	〃	19
			護岸・根固・ 水制工事	〃	20
			鋼橋（ＲＣ床版はコンクリート構造物に準ずる）・水門・ 樋門工事	〃	21
			砂防・治山構造物工事	〃	22
			舗装工事	〃	23
			法面工事	〃	24
			基礎工事及び地盤改良工事	〃	25
			海岸工事	〃	25
			コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	〃	26
			塗装工事	〃	27
			トンネル工事	〃	27
			植栽工事	〃	28
			防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	〃	28

工　事　成　績　採　点　表　（土　木　工　事）

目次

評定者	考　査　項　目	細　　別	工　　種	様　式	頁
検査員	３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	電線共同溝工事	〃	29
			機械設備工事	〃	30
			電気設備工事	〃	30
			通信設備工事・受変電設備工事	〃	31
			港湾築造工事	〃	32～33
			下水道工事（処理場・ポンプ場）	〃	34
			下水道工事（管渠工）	〃	35
			ほ場整備工事	〃	36
			管水路工事	〃	36
			ため池工事	〃	37
			コンクリート二次製品工事	〃	37
			水路等補修工事	〃	38
			補強土壁工事（パネル式含む）	〃	38
			木製構造物工事（木製治山ダム含む）	〃	39
			鋼製構造物工事（鋼製えん堤含む）	〃	39
			地すべり防止工事	〃	40
			落石防止網（柵）工事	〃	41
			水管橋工事	〃	42
			漁礁工事（鋼製漁礁）	〃	43
			増殖場工事（転石礁）	〃	43
			漁礁、増殖場工事（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	〃	44
			浚渫工事（海域を含む）、河床掘削工事	〃	44
			構造物解体・撤去工事	〃	45
			道路改良工事	〃	46～47
			上記以外の工事又は合併工事	〃	48
		Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事、砂防・治山構造物工事、海岸工事、トンネル工事	〃	49
			土工事（盛土・築堤工事等）	〃	49
			切土工事	〃	49
			護岸・根固・水制工事	〃	49
			鋼橋・水門・樋門工事	〃	49
			舗装工事	〃	49
			法面工事	〃	49
			基礎工事(地盤改良等を含む)	〃	50
			コンクリート橋上部工事	〃	50
			塗装工事（工場塗装を除く）	〃	50
			植栽工事	〃	50
			防護柵（網）工事	〃	50

工　事　成　績　採　点　表　（土　木　工　事）

目次

評定者	考　査　項　目	細　　別	工　　種	様　式	頁
検査員	３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	標識工事	〃	50
			区画線工事	〃	50
			機械設備工事	〃	50
			電気設備工事	〃	51
			電線共同溝工事	〃	51
			通信設備工事・受変電設備工事	〃	51
			港湾築造工事	〃	51
			港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）	〃	51
			ブロック製作工事（ケーソン陸上製作工事を含む）	〃	51
			浚渫工事、河床掘削工事	〃	51
			下水道工事（処理場・ポンプ場）	〃	52
			下水道工事（管渠工）	〃	52
			ほ場整備工事	〃	52
			管水路工事	〃	52
			ため池工事	〃	53
			コンクリート二次製品工事	〃	53
			水路等補修工事	〃	53
			補強土壁工事（パネル式含む）	〃	53
			木製構造物工事（木製治山ダム）	〃	53
			鋼製構造物工事（鋼製えん堤含む）	〃	53
			地すべり防止工事	〃	53
			落石防止網工事、落石防止柵工事	〃	54
			水管橋工事	〃	54
			漁礁工事（鋼製漁礁）	〃	54
			増殖場工事（転石礁）	〃	54
			漁礁・増殖場工事（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ礁）	〃	54
			浚渫工事、河床掘削工事	〃	54
			構造物解体・撤去工事	〃	54
			道路改良工事	〃	55
			上記以外の工事又は合併工事	〃	55
監督員・検査員	出来形及び品質のばらつきの考え方			別紙４	56

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制
一般</td><td>□　適切である。</td><td>□　ほぼ適切である。</td><td>□　他の評価に該当しない。</td><td>□　やや不適切である、</td><td>□　不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□　監督員から指摘されることなく、適切な時期に適切な施工計画書を提出している。
□　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□　社内検査体制が構築され、関係書類、出来形、品質等の社内検査を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a
□　適切である。</td><td>b
□　ほぼ適切である。</td><td>c
□　他の評価に該当しない。</td><td>d
□　やや不適切である、</td><td>e
□　不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人が、工事全体を把握している。
□　設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　監督員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　監督員から指摘されることなく、書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>□　適切である。</td><td>□　ほぼ適切である。</td><td>□　他の評価に該当しない。</td><td>□　やや不適切である、</td><td>□　不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□　指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□　工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>a
□　適切である</td><td>b
□　ほぼ適切である</td><td>c
□　他の評価に該当しない</td><td>d
□　やや不適切である、</td><td>e
□　不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。※実施工程表は施工計画書で作成する計画工程表に現場の実工程を記入したもの。
□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□　休日の確保を行っている。
□　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
又、受注者の責により工期内に工事を完成しなかった。</td></tr>
</table>

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	□　適切である。	□　ほぼ適切である。	□　他の評価に該当しない。	□　やや不適切である、	□　不適切である。
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □　新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □　過積載防止に取り組んでいる。 □　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		□　適切である	□　ほぼ適切である	□　他の評価に該当しない	□　やや不適切である、	□　不適切である。
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □　地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。 但し、下表の⑤の場合も含む。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は別紙４参照。

① 出来形の評定は工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「建設工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事又は測定数が３点未満でばらつきの判断が出来ない場合又は３点以上あっても管理図表が作成されていない場合は「Ｃ」評価とする。
⑤ 検査時に測定基準に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、規格値、測定基準を満足したものは「Ｃ」評価とする。

工種	a	b	c	d	e
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●評価対象項目
- □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- □　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
- □　不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。

品質　　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は

- □　社内の管理基準に基づき管理している。
- □　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- □　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- □　設備の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
- □　その他（　　）
  理由：

●判断基準
- 評価値が80％以上・・・・・・・・・・a
- 評価値が60％以上80％未満・・・・・b
- 評価値が60％未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ その他（　　）
理由：

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。 但し、下表の⑥の場合を含む。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 但し、下表の⑥の場合を除く。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は別紙４参照。

① 品質の評定は工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「建設工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事又は試験結果の測定数が３点未満でばらつきの判断が出来ない場合又は３点以上あっても管理図表が作成されていない場合は「ｃ」評価とする。
⑤ ICT活用工事（土工）において、TS・GNSSを用いた締固め回数管理にて品質管理を行った場合、土工のばらつきは５０％以内であるとする。
⑥ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要な品質を確保していると確認されたものは「ｃ」評価とする。

工種	a	b	c	d	e
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ その他（　　）
理由：

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・・・・b
評価値が60％未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●評価対象項目

- □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
- □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
- □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
- □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
- □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
- □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
- □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
- □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙１

工 事 成 績 採 点 表

（監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □　１．施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　２．コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　３．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　４．部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　５．設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　６．給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　７．照明などの視界の確保に関する工夫。 □　８．仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　９．運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　10．支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　11．盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　12．施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □　13．出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　14．施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　15.三重県ＩＣＴ活用工事（○○）試行要領※により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事（１点または２点の加点）※○○は要領が定められている工種を示している。 □　16．特殊な工法や材料を用いた工事。 □　17．優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □　18．その他　〔　　〕 【新技術活用】 □　20．受注者からの提案によるＮＥＴＩＳ登録技術の活用。※活用技術数と内容により１～２点とする。 【品質】 □　21．土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　22．コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □　23．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　24．配筋、溶接作業等に関する工夫。 □　25．その他　〔　　〕 【安全衛生】 □　26．建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している（2つの工事までの同時開催は評価の対象とする）。※本項目は2点の加点とする。 □　27．安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　28．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　29．現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　30．有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　31．一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　32．航行船舶への安全周知又は事故防止等に関する工夫。 □　33．厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　34．環境保全に関する工夫。 □　35．その他　〔　　〕 【働き方改革】 □　36.週休２日制試行要領により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事。 □　37.若手技術者・女性技術者の登用に係る建設工事の成績評価要領により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事。 □　38.建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事。 □　39．その他　〔　　〕	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載
	評　価	評点：　　点	

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によっては２点を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、班長又は課長等が評価する「工事特性」「社会性等」との二重評価は行わない。

別紙２

工 事 成 績 採 点 表

（班長又は課長等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>□　優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、契約工期（工事中止期間は除く）の５％以上かつ２週間以上の余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、契約工期（工事中止期間は除く）の５％以上かつ２週間以上の余裕をもって工事を完成させた。
□　履行報告が監督員から指摘されることなく適切な時期に適切な内容で提出されている。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行った結果、契約工期（工事中止期間は除く）の５％以上かつ２週間以上の余裕をもって工事を完成させた。※実施工程表は施工計画書で作成する計画工程表に現場の実工程を記入したもの。
□　その他（理由：）
●判断基準
該当項目が５項目以上・・・a
該当項目が３項目以上・・・b
該当項目が２項目以下・・・c</td><td>工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
又、受注者の責により工期内に工事を完成しなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>□　優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（理由：）
●判断基準
該当項目が５項目以上・・・a
該当項目が３項目以上・・・b
該当項目が２項目以下・・・c</td><td>安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙２

工 事 成 績 採 点 表

（班長又は課長等）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他 〔理由：　　〕 ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（1. について） □ 切土の土工量：20万㎥以上　□ 盛土の土工量：15万㎥以上　□ 護岸・築堤の平均高さ：10m以上 □ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上　□ ダム用水門の設計水深：25m以上　□ 樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上 □ 揚排水機場の吐出管径：2,000㎜以上　□ 堰又は水門の最大径間長：25m以上　□ 堰又は水門の径間数：3径間以上 □ 堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上　□ トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上 □ トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上　□ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上 □ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上　□ 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 □ 浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上　□ 流路工の計画高水流量：500㎥以上　□ 砂防ダムの堤高：15m以上 □ ダムの堤高：150m以上　□ 転流トンネルの流下能力：400㎥/s以上　□ 橋梁下部工の高さ：30m以上 □ 橋梁上部工の最大支間長：100m以上　□ 地盤改良工事の改良長さ：30m以上　□ 基礎工事のマウンド天端：－14m以深 □ ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000ｔ以上　□ ブロック類製作又は製作工事のブロック質量：50ｔ以上 □ 防波堤又は岸壁工事の構造物水深：－14m以上 （2. について） □ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 □ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 □ 供用中の道路トンネルの拡幅工事 （3. について） □ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 □ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応　※技術者の専任が必要な工事を対象とする □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7. 現道上での交通規制、供用中の港湾施設等の利用規制に大きく影響する工事 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10. その他 〔理由：　　〕 ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	（4. について） □ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 □ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 □ 養殖漁業への工事の影響に特段の配慮が必要な工事 （5. について） □ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 □ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 □ 航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事 □ 水深25ｍを超える大水深での潜水作業を行う工事 □ 施設の一部又は全部を停電しなければ施工できない設備工事で施工時間に厳しい制約を受けた工事 □ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 （6. について） □ 市街地での夜間工事 □ ＤＩＤ地区での工事 （7. について） □ 日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 □ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 □ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 □ 供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事 （8. について） □ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 （9. について） □ 作業現場が広範囲に分布している工事 （10. について） □ 施工ヤードの広さや工事範囲又は高さに制限があり、機械、作業船舶の使用など施工に制約を受けた工事 □ 配電盤等の高圧・特別高圧の充電電路で、活線作業又は活線近接作業となる工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応　※技術者の専任が必要な工事を対象とする □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15. 災害復旧工事等で、特に臨機の措置（工事現場での災害等への危険に対する配慮）が必要な工事 □ 16. その他 〔理由：　　〕 ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（11. について） □ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 □ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 （12. について） □ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 □ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 □ 波浪等の影響が特に工事工程制約となる工事、A海域（供用ランク４以上の海域等） □ 潮流が速い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事 （13. について） □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） □ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 □ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区又は崩壊土砂流出危険地区に指定された区域内における工事 （14. について） □ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 （15. について） □ 災害復旧現場等、工事現場での災害等への危険に対する配慮が、特に必要とした工事 （16. について） □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 17.　12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故、改善措置を求める通知に至らない事故は除く。 ※上記の対応事項にレ点が付けば６点の加点とする。	【工事特性の詳細評価】具体的内容を記載
	評　価	評点：　　点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※２．監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。
※３．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

別紙２

工 事 成 績 採 点 表

（班長又は課長等）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない

●評価対象項目

□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　必要に応じたチラシ等の回覧、又は定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□　地域に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□　その他

（理由：　　）

●判断基準

該当項目が４項目以上・・・ａ
該当項目が３項目　　・・・ａ’
該当項目が２項目　　・・・ｂ
該当項目が１項目　　・・・ｂ’
該当項目が０項目　　・・・ｃ

別紙２

工 事 成 績 採 点 表

（班長又は課長等）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ １．指名停止３ヶ月以上	-20点
□ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	-15点
□ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	-13点
□ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	-10点
□ ５．文書注意（三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第15条に基づく警告又は注意に限る）	-8点
□ ６．口頭注意（三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第15条に基づく警告又は注意に限る）	-5点
□ ７．事故が発生し、事故調査委員会による調査の結果、改善措置を求める通知があった場合 （但し、上記の１～６に該当する場合を除く）	-5点
□ ８．その他 理由:	

□ 項目該当なし

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。（例：一括下請け、技術者の専任違反等）
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. 受注者が適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者と下請契約を締結した。（受注者が直接締結する請負契約に限る。）
17. その他(1～16の適応事例以外に、故意に法令に違反した、故意に適正な公共事業の執行を妨げた、県民等に重大な影響を与えた場合等に理由を記載する。）

理由：

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□　優れている	□　やや優れている	□　他の評価に該当しない	□　やや劣っている	□　劣っている
		●評価対象項目 □　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □　現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更の計画書等を提出していることが確認できる。 □　工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □　下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □　社内検査体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の社内検査を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □　工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　その他（理由：　　）			施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・c	①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。 但し、下表の⑤の場合も含む。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

※　ばらつきの判断は別紙４参照。

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準の定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他（　　）
理由：

① 出来形の評定は工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「建設工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事又は測定数が３点未満でばらつきの判断が出来ない場合又は３点以上あっても管理図表が作成されていない場合は「C」評価とする。
⑤ 検査時に測定基準に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、規格値、測定基準を満足したものは「C」評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が、許容範囲であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ その他（　　） 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形を写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書の通り施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行き先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：　　）					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ コールドジョイントやジャンカが無く、クラックや表面気泡（あばた）の状況からコンクリートの打設・締固めが良好に行われていたことが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑥の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑥の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。
⑤ ICT活用工事（土工）において、TS･GNSSを用いた締固め回数管理にて品質管理を行った場合、ばらつきは50%以下とする。
⑥ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要な品質を確保していると確認されたものは「c」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	護岸・根固・ 水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□　石積（張）工において、大きさ及び重さ等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□　基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□　施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　その他
（　理由：　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	鋼橋（ＲＣ床版はコンクリート構造物に準ずる）・水門・樋門工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】

□　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

□　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□　素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□　その他

（　理由：　）

【架設関係】

□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□　高力ボルトの締め付けを　⑥　検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結
□　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□　現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□　その他

（理由：）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評
③　評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤　検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	砂防・治山構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
□　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　コールドジョイントやジャンカが無く、クラックや表面気泡（あばた）の状況からコンクリートの打設・締固めが良好に行われていたことが確認できる。
□　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上 90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上 75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 □　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 □　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 □　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □　その他 （理由：） 【アスファルト舗装工関係】 □　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　その他 （理由：） 【コンクリート舗装工関係】 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 □　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 □　その他 （理由：）						

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	法面工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【共通】 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ その他 （理由：　　） 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他 （理由：　　） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 吹付けを２層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 □ その他 （理由：　　） 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 □ 層間にはく離が無いことが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ その他 （理由：　　）						

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 □　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。 □　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □　その他 （理由：　　） 【地盤改良関係】 □　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □　その他 （理由：　　）						

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	海岸工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
		●評価対象項目 □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 □　転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □　捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 □　工事期間中、１ 日 １ 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 □　台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 □　その他 （理由：　　）						

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が 確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□　金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□　ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□　逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０%以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

□　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80%を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="1">機械設備工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□ 小配管、電気配線,配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫していることが確認できる。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し、施行方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ その他
（ 理由： ）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気設備工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。</td><td>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□ 材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他
（ 理由： ）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び
出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">通信設備工事・
受変電設備工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他
（ 理由： ）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80％以上90%未満・・・・・a’
評価値が70％以上80%未満・・・・・b
評価値が60％以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	港湾築造工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。 □
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【共通】 □　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □　航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【浚渫・床掘関係】 □　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 □　潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □　土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 □　土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 □　土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） □　浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 □　浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □　土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □　置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □　砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【地盤改良関係】 □　改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □　浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □　ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ･砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □　ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 □　深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 □　前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 □　盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　その他（理由：　　） 【マット、捨石及び均し関係】 □　捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □　マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □　捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □　裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 □　捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 □　施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □　マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □　捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □　その他（理由：　　）						

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80%を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上 90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上 75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	港湾築造工事の続き	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

【本体：杭及び矢板、控工関係】

□　鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
□　杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。
□　杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□　腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
□　タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
□　溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。
□　その他（理由：　　）

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】

□　ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
□　ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□　ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□　ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□　ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
□　ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
□　ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
□　ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。
□　中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【コンクリート関係】

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋（ＰＣ鋼材含む）の品質が、証明書類で確認できる。
□　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　コールドジョイントやジャンカが無く、クラックや表面気泡（あばた）の状況からコンクリートの打設・締固めが良好に行われていたことが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	下水道工事（処理場・ポンプ場）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【土工】 □　施工基盤面が良好であることが確認できる。 □　雨水による崩落が起こらないように排水対策、表面養生、土嚢積みを実施している。 □　埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。 □　その他（理由：　　） 【躯体】 □　設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。 □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。） □　コンクリート打設迄の鉄筋の保護管理が適切であることが確認できる。 □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認ができる。 □　鉄筋のガス圧接部の状態の強度確認試験、外観検査を適正に行っている。 □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　鉄筋の継ぎ手長、定着長を適切に管理している。 □　鉄筋圧接の位置が、構造細目標準図に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることが、写真で確認できる。 □　コールドジョイントやジャンカが無く、クラックや表面気泡（あばた）の状況からコンクリートの打設・締固めが良好に行われていたことが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【基礎】 □　杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □　杭打ち機の水平度、杭の鉛直度等が確認できる。 □　杭溶接の品質管理に関して設計図書に定められた事項が確認できる。 □　場所打ち杭の掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液（固定液）を用いる場合の孔内の安定液（固定液）の濃度、比重等を適切に管理している。 □　その他（理由：　　） 【仮設工】 □　掘削（山止）内の排水処理が適切に行われていることが確認できる。 □　ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理を適切に行っている。 □　受注者として、仮設工の構造計算のチェックを行っている。 □　施工に先立ち配合試験を行い、コンクリート（ソイルセメント）の品質確保に取り組んでいる。 □　特殊コンクリートの施工にあたって、施工条件を遵守し実施している。 □　土留め壁（SMW、連続地中壁）からの漏水がない。 □　地中連続壁工の掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び孔内の安定液濃度、比重等を適切に管理している。 □　施工に先立ち、現場採取土により配合試験を実施し、適切な配合設計を行っていることが確認できる。 □　地盤改良工の効果が設計図書に定められた通りであることが確認できる。 □　その他（理由：　　） ●判断基準						

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	下水道工事（管渠工）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質		●評価対象項目 【共通】 □　マンホール用品の規格・品質が確認できる。 □　管渠の規格・品質が確認できる。 □　管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □　設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。 □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。） □　施工基盤面が良好であることが確認できる。 □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □　最大骨材粒径が設計図書で定められた粒径以下であり、骨材粒度範囲が設計図書で定められた粒度範囲内である。 □　舗設後の現場養生を設計図書の規程に従い実施している。 □　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □　目地の処理が設計図書に定められた通りであることが確認できる。 □　路盤の品質規格が設計図書通りであることが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【開削工】 □　締固めを適切な条件で施工しており、地盤の沈下や、管の周辺に空隙が生じていない。 □　埋め戻し材料の品質が確認できる。 □　その他（理由：　　） 【推進工】 □　測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □　常に切羽、発生泥土及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □　裏込めの注入状況がデータで確認できる。 □　地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □　その他（理由：　　） 【シールド工】 □　セグメントの規格・品質が確認できる。 □　二次コンクリート打設前に付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □　常に切羽、発生泥土及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。 □　裏込め注入状況がデータで確認できる。 □　地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □　その他（理由：　　） ●判断基準							

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	ほ場整備工事 ・整地工等 ・進入路工 ・暗渠排水工	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ.品質	・用・排水路工 ・道路工 ・二次製品	●評価対象項目 □　設計図書で定められている品質管理が実施されている。 □　材料の品質規定証明書が整備されている。 □　地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工をしている。 □　石礫、根株等の除去は設計図書に定められたとおり実施されている。 □　表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、設計図書により施工されている。 □　進入路について耕作に支障がないように施工されている。 □　暗渠排水工は設計図書により施工されている。 □　用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 □　用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 □　構造物側面の埋め戻しについては、設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。 □　二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □　その他 （理由：）							

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	管水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。
		●評価対象項目 □　設計図書で定められている品質管理が実施されている。 □　材料の品質規定証明書が整備されている。 □　設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。 □　管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □　管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □　コンクリート構造物をきめ細かな施工を行っている。 □　管体基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 □　管の接合にあたり、設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 □　管からの漏水がない。 □　薬液注入の採用に伴う事前調査を実施し、着手前にこれに基づいた施工計画書が提出されていることが確認できる。 □　ポリエチレンスリーブの被覆は損傷させないよう十分注意して取り扱っている。 □　管弁類の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないよう適切に管理されていることが確認できる。 □　その他 （理由：）							

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	ため池工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 設計図書で定められている品質管理が実施されている。
- □ 材料の品質規定証明書が整備されている。
- □ 盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。
- □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。
- □ 段切り等を施工前に適切に行っている。
- □ 法面に有害なクラックや損傷部がない。
- □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
- □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。
- □ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおりに施工している。
- □ コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

	a	a’	b	b’	c	d	e
コンクリート二次製品工事 ・U字溝 ・L型 ・ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ ・ブロック積	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 設計図書で定められている品質管理が実施されている。
- □ 材料の品質規定証明書が整備されている。
- □ 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ 設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。
- □ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。
- □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ 既設構造物（路面を含む）との取り合わせが良い。
- □ 製品の構造が設計条件を満たしていることが確認できる。
- □ 継ぎ目の施工は入念に行われていることが確認できる。
- □ 基礎砂利等の転圧は適切に行われていることが確認できる。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	水路等補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

Ⅱ.品質　・管更正工

●評価対象項目

【共通】

□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　気象条件に応じた施工方法で施工されている。
□　部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。
□　養生の期間・現場条件に応じて必要な準備工が適切になされていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【開水路等補修工関係】

□　補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規程の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□　目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。
□　補修材厚さが設計値以上である。
□　その他（理由：　　）

【管等更正工関係】

□　規定の厚さで施工されていることが確認できる。
□　施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。
□　管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□　各種試験において既定の強度等をクリアされていることが確認できる。
□　曲線部の施工ではゆるみが無いことが確認できる。また施工上やむを得ず出来たゆるみも適切な方法により対処したことが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	補強土壁工事（パネル式含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

□　材料の品質及び形状が設計図書に適合していることが確認ができ、証明書を整備している。
□　壁面補強材の保管において、油等有害物付着、降雨、直射日光等を防ぐ対策や管理を行っていることが確認できる。
□　基礎地盤の支持力確認を行っていることが確認できる。（岩盤の場合は対象外）
□　盛土材料の土質が適正であることが確認できる。
□　施工中の雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□　盛土背面の地山掘削面の現場状況（湧水、浸透水、地下水等）と設計図書（排水工）の妥当性確認を行ったことが記録で確認できる。
□　盛土施工において、予め試験施工または下層付近の密度試験を行い、適切な施工条件（巻き出し厚・含水比管理、転圧回数等）を確認のうえ施工している。
□　盛土表層まで適切な施工条件に基づいて施工され、中間層で密度の検証確認を行っていることが記録で確認できる。
□　壁面付近や隅角部の締固めは、小型振動機等を用いて人力により入念に行っていることが記録で確認できる。
□　補強材挿入削孔のくり粉除去、土質確認や方向、孔径、定着長、引抜き強度等が設計図書どおり施工していることが記録で確認できる。（パネル式）
□　グラウト材の注入圧力、フロー値、強度等を管理していることが記録で確認できる。（パネル式）
□　補強パネルの接合、補強材との定着等が設計図書どおり施工していることが記録で確認できる。（パネル式）
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	木製構造物工事（木製治山ダム含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 設計図書に定められている品質等が確認できる。
- □ 地山との取り合わせが適切に行われている。
- □ 部材に地域材・間伐材の使用が図られている。
- □ 有害な腐れ、割れ等の欠陥がないことが確認できる。
- □ 施工基面が平滑に仕上げている。
- □ ボルトの締め付け、または鉄筋の打ち込みを適切に行っている。
- □ 中詰材の間隙を十分に突き固め充填していることが確認できる。
- □ 袖かくし工、水叩き工等の取り付け、かみ合わせ等が適切である。
- □ 構造物の部材の組み立て、仕上げに変形やゆるみがない。
- □ 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

	a	a’	b	b’	c	d	e
鋼製構造物工事（鋼製えん堤含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度、ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
- □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀｰの機種、養生方法等、 適切に行っている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
- □ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。
- □ 地山との取り合わせが適切に行われている。
- □ 鉄筋又は鋼材の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
- □ 鋼材の組み立てが適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。
- □ 中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。
- □ 施工基面を平滑に仕上げている。
- □ 鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。
- □ 鋼材の組立・加工が適正であることが確認できる。
- □ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
- □ 掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。
- □ 部材の表面に傷・さびがない。発生した場合はさびの除去及び上塗り塗装等の仕上がりが丁寧にされている。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	地すべり防止工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

【地すべり防止工事（集水井）】
□　設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明が整理されている。
□　ライナープレートを確実に固定できるように掘削が入念に行われ、ライナープレート端に触れることなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。
□　ライナープレートが、設計図書に示す深さごと一枚ずつ実施されていることが確認できる。
□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□　ライナープレートの接続（ボルト締付）が、設計図書に示すとおりに実施されている。
□　水抜きボーリング、排水ボーリングが、図面及び設計図書により正確に施工されている。
□　梯子あるいは階段が、丁寧に取り付けられている。
□　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【地すべり防止工事（集水ボーリング）】
□　設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げてある。
□　掘進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。
□　ボーリング孔からの排水処理は適切に行われており、再浸透が防止されている。
□　掘削機械に応じた適切な足場が設置されたことが確認できる。
□　ボーリングの孔口は施工に先立ち法面を整備し土砂崩壊が起きないように施工されたことが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【地すべり防止工事（杭工）】
□　設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
□　杭の打ち止め管理方法又は、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。
□　杭の偏心管理が確認できる。
□　偏心量が全て管理基準値以内で施工されている。
□　溶接の品質管理に関して設計図書に定められた事項が確認できる。
□　杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。
□　グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。
□　グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。
□　杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。
□　その他（理由：　　）

【地すべり防止工事（アンカー工）】
□　設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　法面整形が丁寧に施工されている。
□　ラス張と地山の間に隙間がなく丁寧に施工されている。
□　法枠が地山形状になじんだ施工となっている。
□　アンカー角度が正確に施工されていることが確認できる。
□　孔内のスライムが十分除去されている。
□　グラウトが十分に施工されていることが確認できる。
□　グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。
□　アンカーの定着強度の管理がなされている。
□　頭部処理が適切に行われていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	落石防止網（柵）工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

【落石防止網工事】
□ 金網、ロープ等の品質が承諾図書の資料内容と一致している。
□ アンカーの施工長が確認できる。
□ 金網の網目に変形がなく、重ね幅は 30cm 以上確保されている。
□ アンカーを所定の位置に打ち込み、十分堅固に仕上げ、アンカー穴とボルトの空隙はモルタル等で固結されている。
□ アンカーの強度について、現場施工試験が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 落石がすり抜けないよう網が適切に設置されている。
□ 縦、横ロープの交差部等は、クリップ、コイル等で固定されている。
□ 施工前に施工面の整理（浮石等の除去）を行っていることが確認できる。
□ その他
（理由：　　）

【落石防止柵工事】
□ 設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□ 材料の品質及び形状と設計図書との適合性が確認できる証明書を整備している。
□ 基礎ボルトの締め付けが適切に行っている。
□ ボルト類の本締めが完了してから箱抜き部にコンクリートを充填している。
□ 基礎コンクリートと充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、養生が確認できる。
□ 柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 落石がすり抜けないよう網が適切に設置されている。
□ その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	水管橋工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ 材料の品質及び形状と設計図書との適合性が確認できる証明書が整備されている。
- □ 部品の品質及び形状と設計図書との適合性が確認できる証明書が整備されている。
- □ 据付基準線及び基準高は設計図書通り施工している。
- □ 溶接施工上の注意事項（設計図書）を守っている。
- □ 溶接部についてＸ線試験等により、適正な施工が確認できる。
- □ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
- □ 鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。
- □ 伸縮継手部の余裕幅が確保されていることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
- □ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。
- □ 素地調整の場合、ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録を保管している。
- □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配が付いている。
- □ その他

（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	漁礁工事 （鋼製漁礁）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　鋼材の規格・数量が証明書類で確認できる。
□　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう管理していることが確認できる。
□　溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　現場組立における主要作業に従事する者は、製作工場派遣作業員またはこれと同等以上の技量を有したものであることが確認できる。
□　溶接に先立ち、開先が適切か否か確認を行っていることを確認できる。
□　溶接に先立ち、溶接に支障となるものの除去の確認を行っていることを確認できる。
□　溶接材料の選定及び管理が適正なことが確認できる。
□　溶接外観検査で基準を満たしていることが確認できる。
□　ボルトの締め付け確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。（溶接の場合は削除）
□　魚礁に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	増殖場工事 （転石礁）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　自然石の形状が設計図書の仕様を満足することが確認できる。
□　材料の品質が管理資料等から確認できる。
□　造成位置の確認を行っている。
□　測量結果をその都度整理し、それに基づいた施工が行われることが確認できる。
□　材料の使用量を適切に管理している。
□　均し面が平坦に仕上げられているのが、資料等で確認できる。
□　不可視部分の写真管理が適切である。
□　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□　その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	漁礁、増殖場工事 （ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　コンクリートの配合試験等が行われており、コンクリートの品質（強度・W/C・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等）が確認でき
□　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、設計図書の定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に適した後に型枠及び支保工の取り外し及び転置を行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□　コンクリート打設時までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立・加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　有害なクラックがない。
□　施工中、水槽、散水等により母藻プレートが適切に管理されていることが確認できる。
□　使用した母藻プレートの品質（海藻の株数等）が確認できる。
□　採苗施設の設置が設計図書の仕様を満足し、適正な時期までに行っていることが確認できる。
□　設置後の採苗施設が設計図書の仕様を満足し、適切に管理していることが確認できる。
□　その他
（　理由：　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	浚渫工事（海域を含む）、河床掘削工事	□ 評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目
□　水位や潮位、及び潮流、波浪、気象・水象・海象等を調査・把握のうえ、計画した工程・作業手順により施工している。
□　魚類等の生息環境に配慮した方法、工法等で施工していることが確認できる。（閉塞水域発生の回避等）
□　航行船舶や立ち入り者への安全対策を十分講じていることが確認できる。
□　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
□　洪水、波浪に備え避難場所の確保や退避設備の対策を講じている。
□　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□　土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。
□　土砂と草木、ゴミ類等が適切に分別処理されている。
□　残土処分地での施工が排水勾配など隣接地に悪影響を及ぼさないことを考慮した施工となっている。
□　残土処分の受入地ごとに搬出量と処理量が資料で確認できる。
□　土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む）（海域の工事以外は対象外）
□　浚渫工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。（海域の工事以外は対象外）
□　土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。（海域の工事以外は対象外）
□　その他
（　理由：　）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・c

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	構造物解体・撤去工事	□ 評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ●評価対象項目 □　現地状況を把握し、施工方法等について提案を行うなど積極的な取り組みが確認できる。 □　施工計画に定められた計画のとおり管理され、各段階における確認及び記録の方法が適切に実施されていることが確認できる。 □　周辺環境に配慮し、解体方法・手順に関して適切に行われていることが確認できる。 □　混合廃棄物を排出しないよう分別、再資源化を適切に行っていることが確認できる。 □　粉塵等が飛散することがないよう適切に施工されていることが確認できる。 □　騒音・振動に対する配慮が適切に行われていることが確認できる。 □　埋設物の撤去状況が記録で確認できる。 □　工事写真、施工管理記録等において、設計図書を満足していることが確認できる。 □　他の構造物等に損傷や機能上の悪影響を及ぼしていないことが確認できる。 □　構造物撤去後の空洞等の処理や締固め等の処理が適正に行われていることが確認できる。 □　その他 （　理由：　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80％以上90%未満・・・・・a’ 評価値が70％以上80%未満・・・・・b 評価値が60％以上70%未満・・・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 □	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。 □

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	道路改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 □ 但し、下表の⑤の場合を除く。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。 □
Ⅱ.品質	【適用】 ①全体工事費に対して、４工種のうち５０％以上を占める工種がある場合は、その工種にて評価する。 ②本工種を適用する場合、工事全体に占める割合の小さい工種（全体工事費の１０％以下）は評価はしないものとし、該当項目は「該当なし」とする。 ③４工種以外に、主要な工種（例えば、法面工、補強土壁工など）がある場合には、その工種との合併工事としての評価を行う。	●評価対象項目 【土工】 □　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □　法面に有害な亀裂が無い。 □　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □　その他 （　理由：　） 【コンクリート構造物工】 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　有害なクラックが無い。 □　コールドジョイントやジャンカが無く、クラックや表面気泡（あばた）の状況からコンクリートの打設・締固めが良好に行われていたことが確認できる。 □　その他 （　理由：　） 【コンクリート二次製品工】 □　設計図書で定められている品質管理が実施されている。 □　材料の品質規定証明書が整備されている。 □　施工基面が平滑に仕上げられている。 □　設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。 □　二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □　既設構造物（路面を含む）との取り合わせが良い。 □　製品の構造が設計条件を満たしていることが確認できる。 □　継ぎ目の施工は入念に行われていることが確認できる。 □　基礎砂利等の転圧は適切に行われていることが確認できる。 □　その他 （　理由：　）						

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	道路改良工事の続き	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

【舗装工】

【路床・路盤工関係】

□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□　その他
（　　）
理由：

【アスファルト舗装工関係】

□　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　その他
（　　）
理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価
③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果、必要
確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	上記以外の工事 又は合併工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、建設工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙４参照。 但し、下表の⑤の場合も含む。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 但し、下表の⑤の場合を除く。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

※　工種を特定することが困難な工事の場合、該当する工種を複数（最大２工種）選択し、選択した工種全体で評価する

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の測定数が少なくばらつきの判断ができない場合（3点未満）、又は3点以上あっても管理図表が作成されていない場合は、評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値

③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

⑤ 検査時に試験基準等に対し不足があり指示事項書が出され、必要な測定を行った結果確保していると確認されたものは「C」評価とする。

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防・治山構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　施工面には滞水対策等の処理が適切に行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	鋼橋・水門・樋門工事	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　既設舗装や構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３目以上・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３項目以上・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３項目以上・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装（含､仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾞﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３項目以上・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	港湾築造工事	●評価対象項目 □　構造物等の通りがよい。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来栄えの良さが伺える。 □　構造物等の表面及び端部の仕上げが良く、コンクリート工事が含まれる場合はクラックがない。 □　構造物等のきめ細やかな施工がなされれている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	●評価対象項目 □　規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来栄えの良さが伺える。 □　施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □　浚渫及び盛土り等の土砂が適切に処理されている。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３項目以上・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	ブロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む）	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	浚渫工事 河床掘削工事	●評価対象項目 □　底面、河床の全体的な仕上げが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　端部処理が良い。 □　地山との取り合いが良い。 □　残土処分地の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	下水道工事 （処理場・ポンプ場）	●評価対象項目 【共通】 □　全体的な美観が良い。 【土工】 □　切土、埋戻、盛土の仕上がり状況が良い。また沈下等が無い。 【躯体】 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　コンクリート構造物の肌が良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 【防食】 □　防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。 【雑工】 □　開口部の蓋の開閉作業をスムーズに行える。 【その他】 □　その他（　　）		●判断基準 該当項目が８０％以上・・・・・・・・・・・・a 該当項目が６０％～８０％未満・・・・・・・b 該当項目が４０％～６０％未満・・・・・・・c 該当項目が４０％未満・・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	下水道工事 （管渠工）	●評価対象項目 【共通】 □　全体的な美観が良い。 □　マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □　マンホールのインバートの仕上げが良い。 □　漏水がない。 □　管口の処理が良い。 □　管渠の通りが良い。 【開削、推進工】 □　管路の割れ、欠けがない。 □　継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 □　管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況がよい。 【シールド工】 □　ＲＣセグメントの割れ、欠けがない。 □　継ぎ手面の防水が確実になされている。 □　セグメント間の目違い、段差が少ない。 □　ボルトの締め付け状況が良い。 【その他】 □　その他（　　）		●判断基準 該当項目が８０％以上・・・・・・・・・・・・a 該当項目が６０％～８０％未満・・・・・・・b 該当項目が４０％～６０％未満・・・・・・・c 該当項目が４０％未満・・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	ほ場整備工事	●評価対象項目 □　均平度が良い。 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	管水路工事	●評価対象項目 □　管の通りが良い。 □　残土は適切に処理されている。 □　管の継手（メカ接合、ﾌﾗﾝｼﾞ接合、溶接等含む）状況が良い。 □　舗装復旧等原形復旧の仕上がりや管路構造物や付帯構造物との擦り付けの状況が良い。 □　管路構造物（マンホール等構造物）や付帯構造物等の仕上がりが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	ため池工事	●評価対象項目 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当６項目以上・・・・・a 該当５項目・・・・・・・b 該当４項目・・・・・・・c 該当３項目以下・・・・・d	
	コンクリート二次製品工事	●評価対象項目 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当６項目以上・・・・・a 該当５項目・・・・・・・b 該当４項目・・・・・・・c 該当３項目以下・・・・・d	
	水路等補修工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　補修面のとおりが良い。 □　補修面の状態が良く補修箇所がない。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	補強土壁工事 （パネル式含む）	●評価対象項目 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　壁面材の割れ、欠け、汚れ、変形等がない。 □　壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来栄えが良い。 □　既設構造物とのすり付けが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	木製構造物工事 （木製治山ダム）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。（変形、湾曲等がない） □　天端、端部、接合部の処理が良い。 □　地山との取り合いが良い。 □　接合ボルト（鉄筋）の設置に均一性がある。 □　中詰材の流出がない工夫がある。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	鋼製構造物工事 （鋼製えん堤含む）	●評価対象項目 □　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　部材表面に傷、錆がない。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □　施設の通りが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえが良い。 □　地山との取り合いがよい。 □　きめ細やか施工がなされている。 □　全体的な美観が良好である。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	落石防止網工事 落石防止柵工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷､錆がない。 □　既設構造物等とのすりつけが良い □　きめ細かな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	水管橋工事	●評価対象項目 □　傷、錆、補修痕跡がない。 □　溶接、塗装、組立の均一性が良い。 □　管の通りが良い。 □　支承部や下部工との取り合い部の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当４項目以上・・・・・a 該当３項目・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・d	
	漁礁工事 （鋼製漁礁）	●評価対象項目 □　表面に補修箇所がない。 □　表面に傷がない。 □　溶接に均一性がある。 □　施工管理資料等からバランスよく沈設されていることが確認できる。 □　予め測量機器を利用して位置測定し、定められた場所に沈設されていることが確認できる。 □　施工管理資料等から沈設状況の出来栄えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当６項目以上・・・・・a 該当５項目・・・・・・・b 該当４項目・・・・・・・c 該当３項目以下・・・・・d	
	増殖場工事 （転石礁）	●評価対象項目 □　石材の大きさにばらつきがない。 □　石材にクラックがない。 □　施工管理資料等からバランスよく投入されていることが確認できる。 □　予め測量機器を利用して位置測定し、定められた場所に投入されたことが確認できる。 □　施工管理資料等から投入状況の出来栄えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	漁礁・増殖場工事 （ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ礁）	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　端部仕上げが良い。 □　有害なクラックがない。 □　施工管理資料等からバランスよく沈設されていることが確認できる。 □　予め測量機器を利用して位置測定し、定められた場所に沈設されていることが確認できる。 □　施工管理資料等から沈設状況の出来栄えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い □　その他（　　）		●判断基準 該当６項目以上・・・・・a 該当５項目・・・・・・・b 該当４項目・・・・・・・c 該当３項目以下・・・・・d	
	浚渫工事 河床掘削工事	●評価対象項目 □　底面、河床の全体的な仕上げが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　端部処理が良い。 □　地山との取り合いが良い。 □　残土処分地の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当５項目以上・・・・・a 該当４項目・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・d	
	構造物解体・撤去工事	●評価対象項目 □　解体・撤去後残存物がなく、解体・撤去後の状態が良い。 □　周辺道路や残存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 □　解体・撤去後の整地や現地保全等の仕上がりが良好である。 □　全体的な美観が良い。 □　その他（　　）		●判断基準 該当３項目以上・・・・・a 該当２項目・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

別紙３

工 事 成 績 採 点 表

（検査員）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ</td><td>道路改良工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　土工・コンクリート表面の仕上げが良い。
□　土工・構造物の通りが良い。
□　端部の仕上げが良い。
□　構造物へのすりつけなどが良い。
□　全体的な美観が良い。
□　その他（　　）</td><td colspan="2">●判断基準
該当４項目以上・・・・・a
該当３項目・・・・・・・b
該当２項目・・・・・・・c
該当１項目以下・・・・・d</td></tr>
<tr><td>上記以外の工事
又は
合併工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

※　工種を特定することが困難な工事の場合、該当する工種を複数（最大２工種）選択し、選択した工種全体で評価する。</td><td colspan="2">●判断基準
該当項目が８０％以上・・・・・・・・・・・a
該当項目が６０％～８０％未満・・・・・・・b
該当項目が４０％～６０％未満・・・・・・・c
該当項目が４０％未満・・・・・・・・・・・d</td></tr>
</table>

別紙４

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

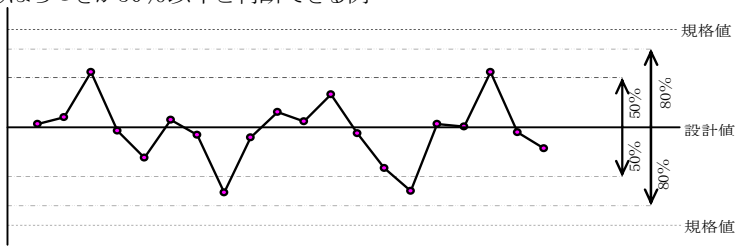

②ばらつきが80％以下と判断できる例

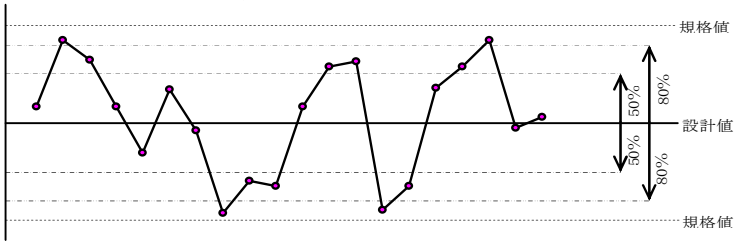

（下限値のみの場合）

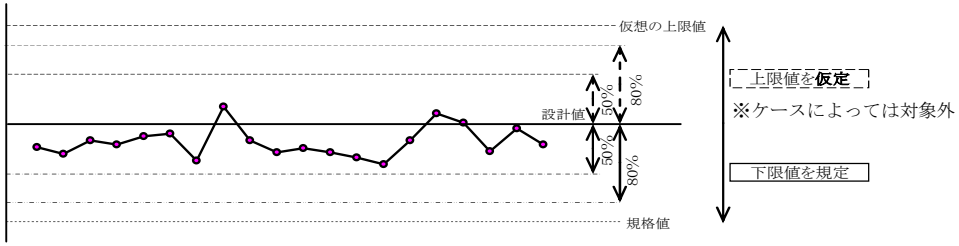

③ＩＣＴ活用工事の例
出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

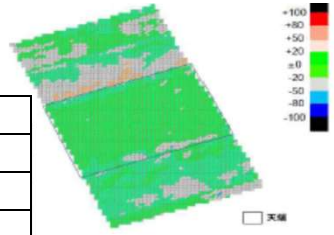

天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1700
	規格値の±50%以内のデータ数	1360

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

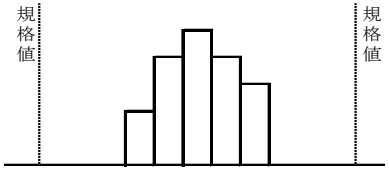

ばらついている

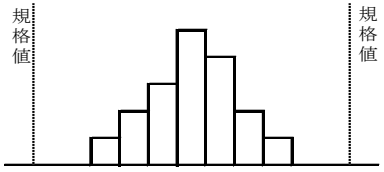

ばらつきが大きい

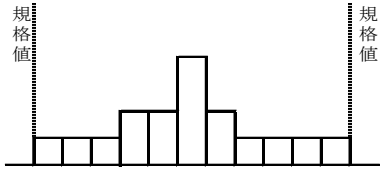

【注意事項】
（１）規格値の５０％（８０％）値以内に測定数の８０％以上収まっていれば、「ばらつき５０％（８０％）以下」と判断する。
（２）測定数が少なく（測定数が３点未満）ばらつきの判断ができない場合の評価は、各工事成績採点表に記載のとおり。
（３）測定数が３点以上であっても、管理図表が作成されていない場合は、ばらつき判断ができないものとして評価する。
（４）測定基準や試験基準等を満足せず、指示事項書が出た場合は、ばらつき判断ができないものとして評価する。
（５）コンクリート強度のばらつきについては、評定の対象としない。

工 事 成 績 採 点 表（営 繕 工 事）

目　次

評定者	考査項目	細 別	工 種	様 式	頁
監督員	1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	共 通	別紙1	2
		Ⅱ. 配置技術者(現場代理人等)	共 通	〃	3
	2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	共 通	〃	4
		Ⅱ. 工程管理	共 通	〃	5
		Ⅲ. 安全対策	共 通	〃	6
		Ⅳ. 対外関係	共 通	〃	7
	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	共 通	〃	8
		Ⅱ. 品質	建築工事	〃	9
			電気設備工事、受変電設備工事	〃	10
			冷暖房衛生設備工事、機械設備工事	〃	11
	5. 創意工夫等	Ⅰ. 創意工夫等	共 通	〃	12～13
班長又は課長等	2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	共 通	別紙2	14
		Ⅲ. 安全対策	共 通	〃	14
	6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	共 通	〃	15
	4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	共 通	〃	16～18
	7. 法令遵守等		共 通	〃	19
検査員	2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	共 通	別紙3	20
	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	共 通	〃	21
		Ⅱ. 品質	建築工事	〃	22
			電気設備工事、受変電設備工事	〃	23
			冷暖房衛生設備工事、機械設備工事	〃	24
		Ⅲ. 出来ばえ	建築工事	〃	25
			電気設備工事、受変電設備工事	〃	26
			冷暖房衛生設備工事、機械設備工事	〃	27

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
			□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
			□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
		□	□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
		□	□ ⑩その他
			理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。
d：施工体制がやや不適切である。　e：施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□ ④工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
			□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
		□	□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
		□	□ ⑬その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：配置技術者として優れている。 b：配置技術者として良好である。 c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。 e：配置技術者として不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

※1．建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2．作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□ ②監督員から指摘されることなく、適切な時期に適切な施工計画書を提出している。
			□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
		□	□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
		□	□ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			□ ⑫社内検査体制が構築され、関係書類、出来形、品質等の社内検査を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
			□ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		□	□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
		□	□ ⑰その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：施工管理が優れている。 b：施工管理が良好である。 c：施工管理が適切である。 d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			□ ⑧近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a：工程管理が優れている。 b：工程管理が良好である。 c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。e：工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝			評価値 %

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	□	□ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
		□	□ ⑮その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：安全対策が優れている。 b：安全対策が良好である。 c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

別紙 1　　工事成績採点表（営繕工事）　　監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係		□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
			□ ②工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
			□ ③引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
			□ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
			□ ⑤近隣住民（施設管理者等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
			□ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		□	□ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。 d：対外関係がやや不適切である。　e：対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝			評価値　　%

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□	□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
		□	□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨その他 理由:
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 出来形に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価	
a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	□	□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②品質管理記録の内容が、適切である。
			□ ③施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
		□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦性能、機能を満足している。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価	
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
			□ ③品質管理記録の内容が、適切である。
			□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
			□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書等を整備している。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価	
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②品質管理記録の内容が、適切である。
			□ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
			□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
			□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書等を整備している。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価	
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

（創意1／2）

考査項目	細目	評価対象項目
5. 創意工夫等	■準備・後片づけ関係	□ 1. 測量・位置出しにおける工夫 □ 2. 現地調査方法の工夫 □ 3. その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工関係	□ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 10. 照明・視界確保等の工夫 □ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 16. 仮設施工等の工夫 □ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 20. その他 理由:
		詳細評価内容:
	■品質関係	□ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 □ 22. 躯体工事の品質管理の工夫 □ 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 □ 25. 品質記録方法の工夫 □ 26. その他 理由:
		詳細評価内容:

別紙 1

工事成績採点表（営繕工事）

監督員

（創意2／2）

考査項目	細目	評価対象項目
5. 創意工夫等	■安全衛生関係	□ 27. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 □ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 □ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ 35. その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□ 36. 出来形の管理等に関する工夫 □ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 □ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 □ 41. その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	＜新技術活用＞ □ 42. 受注者からの提案によるNETIS登録技術の活用。※活用技術数と内容により1～2点とする。 ＜その他＞ □ 43. その他 理由： □ 44. その他 理由：
		詳細評価内容：
（最大 7点） 評点計＝ 点	■働き方改革	□ 45. 週休2日（4週8休以上） 達成工事。 □ 46. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事。 □ 47. その他
		詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。最大7点の加点評価とする。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によっては2点を与えてもよい。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、班長又は課長等が評価する「工事特性」「社会性等」との二重評価は行わない。

※4. 評価した内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙 2　　工事成績採点表（営繕工事）　　班長又は課長等

考査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、契約工期（工事中止期間は除く）の5%以上かつ2週間以上の余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民（施設管理者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤工事進捗状況報告が監督員から指摘されることなく適切な時期に適切な内容で提出されている。 □ ⑥その他 理由：
		a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。
		該当項目が3項目以上・・・・・・・・ a 該当項目が2項目　・・・・・・・・ b 該当項目が1項目以下・・・・・・・・ c
	評価＝	（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又、受注者の責により工期内に工事を完成しなかった。
	Ⅲ. 安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由：
		a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。
		該当項目が4項目以上・・・・・・・・ a 該当項目が3項目　・・・・・・・・ b 該当項目が2項目以下・・・・・・・・ c
	評価＝	（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 安全対策に関して監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すれば e 評価とする。 □ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙 2　　工事成績採点表（営繕工事）　　班長又は課長等

考査項目	細別	評価対象項目
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ ②現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ ③必要に応じたチラシ等の回覧、又は定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ ④地域に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ ⑤地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑥災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ ⑦その他 理由：
		a：地域への貢献等が優れている。 a'：地域への貢献等がやや優れている。 b：地域への貢献等が良好である。 b'：地域への貢献等がやや良好である。 c：他の評価に該当しない。
	評価＝	該当項目が4項目以上・・・・・・・・ a 該当項目が3項目　・・・・・・・・ a' 該当項目が2項目　・・・・・・・・ b 該当項目が1項目　・・・・・・・・ b' 該当項目が0項目　・・・・・・・・ c

※1. 班長又は課長等は、監督員の意見を参考に評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

別紙 2　　工事成績採点表（営繕工事）　　班長又は課長等

（特性1／3）

考査項目	細目	評価対象項目
4．工事特性 Ⅰ．施工条件等への対応	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 1．延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 2．地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 3．大空間のホール等を有する建物 □ 4．その他（理由：　　）
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 5．対象建物の耐震レベル □ 6．建物機能の特殊性 □ 7．その他（理由：　　） [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 8．建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 □ 9．設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 10．制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ 11．その他（理由：　　） [評価技術事例] ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法又は材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：

別紙 2　　工事成績採点表（営繕工事）　　班長又は課長等

（特性2／3）

考査項目	細目	評価対象項目
4．工事特性 Ⅰ．施工条件等への対応	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 12．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 13．軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 14．雨・雪・風・気温等の影響 □ 15．その他（理由：　　） [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 16．地中埋設物等の作業障害 □ 17．工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 18．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 19．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 20．その他（理由：　　） [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：

別紙 2

工事成績採点表（営繕工事）

班長又は課長等

（特性3／3）

考査項目	細目	評価対象項目
4．工事特性 Ⅰ．施工条件等への対応 （最大 20点）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □ 21．12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 （ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 22．地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 23．工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 24．工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 25．休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 26．施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 27．特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □ 28．外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 29．特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 30．施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 31．同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ 32．その他（理由：　　）
評点計＝　　点	評点＝　　点	詳細評価内容：

※1．工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2．監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙 2　　工事成績採点表（営繕工事）　　班長又は課長等

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措 置 内 容
	○ －20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ －15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ －13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ －10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ － 8 点	5.文書注意（三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第17条に基づく警告又は注意に限る）
	○ － 5 点	6.口頭注意（三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第17条に基づく警告又は注意に限る）
	○ － 5 点	7.事故が発生し、事故調査委員会による調査の結果、改善措置を求める通知があった場合 （但し、上記の1～6に該当する場合を除く）
		8.その他（理由　　）

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した。（例 ： 一括下請負、技術者の専任違反等）

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。

・16.受注者が適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者と下請契約を締結した。（受注者が直接締結する請負契約に限る。）

・17.その他(1～16の適応事例以外に、故意に法令に違反した、故意に適正な公共事業の執行を妨げた、県民等に重大な影響を与えた場合等に理由を記載する。）

［ 理由： ］

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施行状況	Ⅰ. 施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認で きる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料整理がよい。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。 d：施工管理がやや不適切である。　e：施工管理が不適切である。	
該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満　・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□	□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			□ ⑤出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。
			□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 出来形の管理に関して、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 出来形が不適切であった為、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：出来形が特に優れている。　a′：出来形が優れている。　b：出来形が特に良好である。　b′：出来形が良好である。 c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。　e：出来形が不適切である。	
該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満　・・・ a′ 該当項目が70%以上80%未満　・・・ b 該当項目が60%以上70%未満　・・・ b′ 該当項目が50%以上60%未満　・・・ c 該当項目が50%未満　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	□	□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③材料の品質管理記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の管理結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			□ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。　a′：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b′：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a′ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b′ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③機材の品質管理記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の管理結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。
			□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。　a′：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b′：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満　・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満　・・・ b 該当項目が60%以上70%未満　・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満　・・・ c 該当項目が50%未満　・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③機材の品質管理記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の管理結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。
			□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すれば e 評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。　a′：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b′：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝	評価値　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		□	□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝			評価値　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		□ ①きめ細かな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事	□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥全体的な美観が良い。
		□	□ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝			評価値　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。

別紙 3　　工事成績採点表（営繕工事）　　検査員

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		□ ①きめ細かな施工がなされている。
	冷暖房衛生設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	機械設備工事	□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥全体的な美観が良い。
		□	□ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すれば d 評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
評価＝			評価値　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により評価を行う。